

環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館－を訪ねて

社会システム研究所所長 佐藤 寛

水俣病と聞けば熊本県水俣市を思い浮かべる。新潟県にも水俣病が発生し、熊本水俣病と類似することがありその病名が「新潟水俣病」と名付けられた。

新潟水俣病は1936（昭和11）年に阿賀川流域に於て昭和電工加瀬工場がアセトアルデヒドを生産していた時、使用した硫酸第二水銀の一部がメチル水銀となり工場排水として阿賀野川に流された。河川で棲息している生物が食物連鎖によって、プランクトンや水生昆虫、水生魚類などに水銀が蓄積され、その川魚を流域住民が食べたところ大きな被害が発生した。地域住民の症状は「手足のしびれやふるえ」「歩行困難」「言語障害」「頭痛」など原因不明の病に侵された。このような状況下において、1965（昭和40）年6月に新潟大学は「阿賀野川流域に有機水銀中毒患者が発生した」と発表した。マスコミ関係は「新潟に『水俣病』発生」と報道した。これによって「新潟水俣病」と呼ばれるようになった。

1965（昭和40）年6月12日の公式発表では、原因企業：昭和電工加瀬工場、被害者：阿賀野川流域住民、認定患者：690人、未認定患者：834人と報道された。阿賀野川流域の上流から下流に患者が広がり、下流域に患者数が多い。

その後、新潟水俣病の解決に新潟水俣病第一次訴訟や新潟水俣病第二次訴訟が行われ、原因究明と患者救済の裁判がなされた。1995年には「解決協定」が結ばれ、昭和電工は被害者に一時金の支払いや当時の村山首相が反省を込めた遺憾の意を被害者に述べられた。1996年には新潟水俣病第一次訴訟は昭和電工と和解が成立、国への訴えを取り下げ終結した。

このような変遷の中で、2001（平成13）年8月1日に新潟県立「環境と人間のふれあい館」がオープンした。当館は新潟水俣病と水環境をテーマとした施設である。「新潟水俣病資料館」の資料によれば「水俣病のような悲惨な公害を繰り返してはならないという決意のもと、新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝えとともに、公害の根絶と環境保全の重要性を認識」そして「自然とふれあい、自然を学習する場として整備された水の公園が福島潟に設置された」ものである。当館の階上から眼下には福島潟が一望できる自然の中の学習館である。福島潟の周辺一帯は水田や農作地で自然豊かな地である。潟には水中生物や野鳥が生息し、また四季折々には多くの野鳥が飛来し湖面を彩っている。初冬には白鳥や雁など飛来し、より一層の賑わいを見せている。時には賑やか過ぎるほどの野鳥のさえずり、また静寂すぎるほどの静寂の一時を肌で味わえる自然豊かな福島潟である。これは当地や当館を訪れた者のみの醍醐味である。

日本の高度経済期に全国的に工場が林立され世界第二位の経済成長を達成した。その結果、負の遺産として全国的に大気汚染や水質汚濁などの環境破壊が進んだ。日本の4大公害の一つに「新潟水俣病」が上げられた。これらの教訓は新潟県を始め日本のみならず世界的に広がり「水俣条約」として間もなく発効される予定である。



晩秋の福島潟
撮影：筆者 2016.11.20

Contents

環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館－を訪ねて	● 1
私の研究	● 2～5
韓国：大邱大学校創立60周年記念国際シンポジウム開催される	● 5
プロジェクト研究の成果を活用した「環境教育・学習」の取組み	● 6～7
ラムサール条約登録湿地の紹介	● 8
編集後記	● 8

私の研究

中央学院大学社会システム研究所 客員教授 中川 淳司



ご縁があって、本年10月より社会システム研究所に客員として在籍することになった。自己紹介を兼ねて、大学院に進学して以来、今日に至るまでの私の研究について振り返ってみることにしたい。

1. 大学院時代

私の専攻は国際経済法である。貿易や投資、国際金融など、国境を越えて展開される国際経済活動を規律する国際法の総称である。しかし、私が大学院に進学した1979年には、日本の大学の法学部には「国際経済法」という授業科目は存在しなかった。学部生の時に「国際法」の講義を受けたけれども（担当は寺澤一教授）、そこでも国際経済法について教わった記憶がない。大学院に進学した時点では国際法を専攻することにしていたが、国際経済法の研究を最初から志していたわけではなかった。外国投資の保護に関わる国際法制度をテーマとして修士論文を執筆したが（『ラテンアメリカにおける外交的保護権の歴史的展開』、これも決して確固たる信念があって選んだテーマではなかった。

修士論文の準備を進める中で、19世紀後半にメキシコで起きた外交保護権をめぐる英仏とメキシコとの紛争に関する外交文書を調べる必要があり、永田町にあるメキシコ大使館に相談に行った。応接してくれた担当者から「外交文書はメキシコに行かないと入手できない。交換留学の制度があるので応募してみても」と勧められた。応募して幸いに採用され、博士課程に進学した1981年の夏から10か月間メキシコに留学した。スペイン語は現地で学習し、留学中に、メキシコの植民地時代以来の鉱山法制の発展を辿り、1938年に実施された外国石油会社の国有化を分析した論文を執筆した（“La Propiedad de Minas en México: Su Desarrollo Histórico”）。

博士論文はこの論文を発展させ、資源開発分野の外国投資国有化紛争を包括的に分析したものである。

指導教官のOKがなかなかもらえず苦勞したが、1987年によく受理され、翌年に博士号を取得した（『国境を越える資源開発の法過程』）。ちなみに、博士論文が受理されるまでに8回書き直したという私の記録は、出身大学院でいまだに破られていないと聞いている。途中からワープロを使うようになったけれども、最初の何度かの草稿は手書きだった。我ながらよく粘ったと思う。博士論文に手を入れて1990年に公刊した（『資源国有化紛争の法過程』国際書院）。これでようやく研究者としてやってゆく資格が得られたと思った。

博士論文では、地下資源産出国が外国企業に資源開発を委ねる場合に形成される法律関係を、試掘・探鉱段階から鉱床の発見を経て採掘が行われ、最終的に資源開発事業が終了して外国企業が撤退するまでの数十年にわたる長期の事業をめぐる動態的な交渉過程ととらえて、これを「国境を越える資源開発の法過程」と名づけた。そして、この交渉過程で資源産出国政府と外国企業が展開する法的な議論を分析した。事業の初期の試掘・探鉱段階では、資源の埋蔵が確認されるまでは事業リスクは高く、事業の全費用を負担する外国企業に有利な契約が結ばれることが多い。しかし、資源の埋蔵が確認され、開発が本格化すると事業のリスクは低下し、事業の継続を希望する外国企業に対して、資源産出国政府は利潤の分配等についてそれまでより良い契約条件を求めるようになる。当初の資源開発契約の見直し交渉が行われるが、交渉が決裂して資源産出国政府が当初の契約を破棄する場合も、外国企業が撤退することは稀で、当初の契約を改訂して紛争が決着することが多い。資源開発分野の国有化紛争の本質が契約改訂であることを指摘した点に独創性があった。

2. 東京工業大学着任から米国での在外研究まで

1990年1月、東京工業大学に一般教育科目「法学」担当の助教授として着任した。着任早々に会計検査院

から問い合わせがあった。日本の政府開発援助(ODA)資金が援助先の国で適正に執行されているかどうか検査することは国際法上許されるかという問いだった。会計検査は国家主権の行使に当たるので、援助先国の同意がなければ無理だろうと回答した。これをきっかけに、政府開発援助についていくつかの論文を書いた。1993年の秋から2年間、米国に滞在したが、ジョージタウン大学に滞在した1年目は援助先国の民主化や人権保障を政府開発援助の条件とする政策(政治的コンディショナリティ)の日米比較を行った。研究を取りまとめた論文(「開発援助を通じた民主化促進政策の今後の進め方について—日米の政策の比較を踏まえて—」)で国際協力事業団(JICA)の設立20周年記念論文コンテストに入選した。副賞で家族とともにタイのプーケット島に旅行したのは良い思い出である。

米国滞在中に新しい研究テーマにめぐりあった。1993年に北米自由貿易協定(NAFTA)が締結されたが、クリントン政権は、環境法と労働法の執行が不十分なメキシコに米国企業が操業先を移転することを警戒し、メキシコが環境法と労働法を確実に執行するよう促す付属協定を締結した。貿易や投資の自由化を進める自由貿易協定を締結すると、環境法や労働法などの国内法の違いが貿易や投資の流れを左右する要因として注目されるようになることを知った。貿易や投資の自由化が進めばこれまで以上に各国の国内法や規制の調和が必要になるのではないかという問題意識が芽生えた。帰国後に執筆した論文(「貿易・投資の自由化と環境保護—北米自由貿易協定と北米環境協力協定の三年—」)で1997年度の貿易奨励会賞優秀賞を受賞した。

3. 東京大学社会科学研究所への配置替え

1995年4月に米国から帰国し、まもなく東京大学社会科学研究所に配置替えとなった。社研に在籍した最初の10年間は年齢的には40代に当たる。働き盛りの年齢であり、複数の研究プロジェクトを並行して走らせた。米国での在外研究中に着想を得た国内法・規制

の調和の研究は、その後対象分野を拡大しながら継続して取り組み、2008年に『経済規制の国際的調和』(有斐閣)を公刊した。着想から15年かかったことになる。2011年には増補改訂した英語版をオクスフォード大学出版会から刊行した(International Harmonization of Economic Regulation)。

経済規制の国際的調和に関する研究と並行して、WTO(世界貿易機関)の紛争解決の判例研究を進めた。経済産業省が組織したガット・WTOの判例研究会、通称「パネル研究会」に1991年から参加したことがきっかけである。パネル研究会は今日まで25年間続いている。研究成果を2冊の編著『ケースブック ガット・WTO法』(有斐閣、1999年)、『ケースブック WTO法』(有斐閣、2009年)として公刊した。

社研に着任して間もない1998年の夏から1年間、メキシコで在外研究を行った。研究テーマは1990年代に頻発した通貨・金融危機の比較研究であった。危機の背景は何か、どのような危機対応策がとられたか、社会的なセーフティ・ネットは機能したか、などに注目した。メキシコから帰国後、国際交流基金日米センターの助成を得て、通貨・金融危機を比較する国際共同研究を進めた。研究の成果を2006年に英文の編著としてRoutledge社から公刊した(Managing Development: Globalization, Economic Restructuring and Social Policy)。研究資金の獲得から始まって、国際研究集会の設営、英文の研究成果の取りまとめに至るまで、国際共同研究の運営には苦労も多い。しかし、海外の研究者と共通のテーマについて研究に取り組んで、成果を生み出す喜びは何ものにも代えがたい。共同研究を通じて海外にも多くの友人ができた。

4. WTOとTPP

21世紀に入ってから世界貿易のガバナンスに関わる制度に変調が生じた。2001年にスタートしたWTOの多角的貿易交渉(ドーハ開発アジェンダ)は、先進国とインド、ブラジルを中心とする新興国が対立し、開始から15年になる今日も交渉妥結の目処が立たな

い。その一方で、主要国は二国間や複数国間の自由貿易協定 (FTA) の交渉に通商政策の軸足を移した。なかでも、2010 年に交渉が始まった TPP (環太平洋連携協定) は、高水準の貿易・投資の自由化と広範囲にわたる貿易・投資ルールを盛り込み、「21 世紀の貿易協定のモデル」と位置づけられている。第二次世界大戦後の世界貿易を運営するシステムとして構想されたガット (関税と貿易に関する一般協定) は、8 度にわたる多角的貿易交渉 (ラウンド) を通じて貿易自由化を推進し、世界貿易の拡大に貢献した。ガットを引き継いで 1995 年に発足した WTO は加盟国間の貿易紛争を司法的に解決する紛争解決手続を整備し、今日では 160 を超える加盟国を擁する。文字通りの世界貿易の要となったはずであった。WTO の交渉機能はなぜ低下したのか。世界貿易のガバナンスに生じた WTO の凋落と FTA の台頭という構造変化が、社研配置替えの 10 年目以降今日に至る 10 年間の主たる研究対象となった。

2013 年に公刊した『WTO 貿易自由化を超えて』(岩波書店) で、私はガットと WTO で加盟国のパワーバランスが変化したことを指摘した。ドーハ交渉難航の主因はそこに求められる。しかしそれだけでは FTA の台頭を説明できない。1990 年代初頭以来、国境を越えて生産工程を展開するサプライチェーン (供給網) のグローバル化が進行した。グローバルな供給網を展開する企業は、供給網全体でスムーズに生産を展開できる規制・制度環境を必要とする。このためには、貿易や投資の自由化に留まらず、国内規制の調和を含めた広範囲の規制・制度の調整が必要である。この要請に WTO は適時に応えることができなかったのも、主要貿易国は FTA の交渉に通商政策の軸足を移した、というのが私の見立てである。TPP は供給網のグローバル化を進める企業の要請に応えるルールを盛り込んでいる。21 世紀の貿易協定のモデルとされるゆえんである。

2010 年秋に当時の民主党政権が TPP 交渉への関心を表明して以来、日本国内では TPP 交渉参加をめぐ

り国論を二分する議論が戦わされた。安倍政権の下で 2013 年春に TPP 交渉参加が決定され、同年夏から日本は TPP 交渉に参加した。交渉は 2015 年秋に妥結し、交渉参加国は 2016 年 2 月に TPP に署名した。必要な数の批准を経て、早ければ 2018 年末にも TPP は効力発生する見込みである。私はこの間、TPP の研究を進めてきた。交渉中、TPP の予想される内容を専門誌に紹介した (「TPP で日本はどう変わるか?」、「TPP 交渉の行方と課題」)。講演やメディアを通じて TPP の背景と意義について解説することも多かった。TPP 交渉妥結後は、公表された TPP の本文と膨大な附属書を分析する作業に取り組んでいる (「TPP と日本—TPP の日本へのインパクトを探る—」、「TPP コメントール」)。すでに述べたように、供給網のグローバル化を契機として世界貿易のガバナンス構造に大きな変容が生じている。TPP が 21 世紀の新たな世界貿易ガバナンスの一翼を担うと考えるからである。

5. 総括と展望

これまでの研究を駆け足で振り返ってきた。大学院進学から 40 年近い歳月が過ぎたことを思うと、少年老い易く学成り難しの思いが深い。自分なりの問題意識と関心をもって研究を進めてきたけれども、様々な出会いと偶然に触発されて研究テーマを見出してきただともいえる。国際経済法の世界で生起する様々な現象に刺激を受けて、その時々の研究課題に取り組んでいくうちに時間が経ったというのが実感である。とはいえ、研究を通じて彫琢してきた自分なりの分析視座はある。一つは、国際経済法が国際取引に従事する企業にとって持つ意義に注目することだ。資源開発分野の国有化紛争をテーマとした博士論文では、外国投資家と資源産出国が資源開発事業のパートナーとして長期にわたるビジネス関係を構築していることに注目した。国有化の適法性をめぐる国際法のルールだけに目を向けているとこの側面が見えなくなる。外国投資家と投資受入国の良好な関係をどう構築してゆくかは今日も国際経済法の重要な課題だと思う。昨年秋、国際法研

研究者の世界的な学会である国際法協会 (ILA) の国際投資法部会委員に選出された。2020 年を目処に、国際投資法の将来像についての研究報告をまとめることになっている。外国の研究者との共同作業がどのような成果に結実するか、楽しみにしている。

大切にしてきたもう一つの分析視座は、グローバル化の進展により、これまでは国際経済法の対象とされてこなかった国内法・規制についても国際的な調整が必要となるだろうという視点である。最近まで、国際経済法の対象は貿易と投資、国際金融と考えられてきた。しかし、国際的な調整が必要となる分野は次第に拡大している。国際取引に対する各国の課税権の調整、

国際カルテルの取り締まり、国際取引における汚職の規制なども今日では国際経済法の対象に含まれる。親しい国際経済法の研究者と共著で『国際経済法』の教科書を 2003 年に執筆し、2012 年に第 2 版を刊行した (有斐閣刊)。現在、第 3 版の改訂作業に取り組んでいる。第 3 版ではこれらの新しいテーマの解説を拡充する。TPP について解説する独立の章を設けることにもなっている。

国際経済法はこの 40 年間で急速に発展した。これから変容と発展が続くだろう。「いくつになっても気分は大学院生」をモットーに、引き続いて国際経済法の研究に取り組んでゆきたいと思っている。

韓国：大邱大学校創立 60 周年記念国際シンポジウム開催される

社会システム研究所 所長 佐藤 寛

大邱大学校は今年創立 60 周年を迎えた。2016 年 12 月 8 日に創立 60 周年を記念して、大邱大学校「一生教育館」講堂にて国際シンポジウムが開催された。今回のシンポジウムは、大邱大学校の創設に中心的な役割を果たした「李永植(リ・ヨンシク) 牧師と賀川豊彦」と題して開催された。

李永植牧師と賀川豊彦氏は日本の神戸神学校で学び、キリスト教における兄弟として志を同じくし、国や人権の垣根を超え、特に弱い者、虐げられた者のために、己の生涯を全て捧げて歩まれた。その後、李永植牧師のご子息である大邱大学校初代学長李泰榮(リ・ヨンテ) 氏も賀川豊彦氏の世話を受けた。彼らは、弱い者に対する深い愛情と人間愛に立って障がいのある方の立場に立ち、そのような方たちの自立を目指した教育機関の設立と運営に当たられた。大邱大学校の教育理念「弘益人間」と建学の精神「愛・光・自由」が、今日の大邱大学校の掲げる「教育と福祉」の礎となっている。

このシンポジウムには日本から 4 名が招待された。著者もその中の一人である。

特に、著者を除く 3 名は賀川豊彦研究者の第一人者達である。一人は金井新二先生(賀川豊彦記念松沢資

料館館長、東京大学名誉教授)、石部公男先生(賀川豊彦学会会長、聖学院大学名誉教授)、杉浦秀典先生(賀川豊彦記念松沢資料館副館長、学芸員)である。

金井新二先生と石部公男先生は祝辞を述べられた。杉浦秀典先生は「賀川豊彦関係団体と施設について」、著者は「大邱大学校の賀川豊彦研究の再認識」を発表した。

「賀川豊彦」の精神が韓国の大学設立に大きな影響を与えた。そして、その精神が現在においても受け継がれていることは賀川豊彦氏の偉大さと日本人の誇りでもある。賀川豊彦氏については、述べるまでもなく「ガンジー、シュバイツァー、賀川を 20 世紀の三大聖人」と呼ばれることもあるほど偉大な人物である。

発表する筆者(左から 3 番目)



大邱大学校「一生教育館」にて 2016 年 12 月 8 日

プロジェクト研究の成果を活用した「環境教育・学習」の取組み ーアメリカザリガニを食べて「外来生物」を考えるー

社会システム研究所 准教授 林 健一

1. 生物多様性（外来種）をめぐる問題点

日本の生物多様性の危機の1つに、人間により持ち込まれたものによる危機、つまり外来種など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱がある。

外来種とは、人によって本来の生息、生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことである。カミツキガメ、アライグマ、アカミミガメなどが外来種として広く知られているが、外来種の中には、我が国の在来の生き物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生態系を脅かしている侵略的なものがあり、各地域に形成されている独自の生物相、生態系を保全する上で、大きな問題となっている。さらには食害等による農林水産業への被害をはじめ、様々な被害事例が問題視されている。

こうした外来種の脅威に対応するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある110種類（平成28年3月現在）の外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等が規制されている。また、各地域では、既に国内に侵入し生態系へ悪影響を及ぼしている外来種の防除活動が取り組まれている。

2. 研究成果を生かした環境教育・学習の試み

現在、本研究所では、研究プロジェクトの1つとして「ラムサール条約に基づく地域政策の展開過程の研究」に取り組んでいる。このプロジェクトでは、水田を含む湿地や周辺を水田に囲まれこれらと一体となった湿地生態系を形成している条約湿地に焦点をあてケーススタディを進めている。

各地域の条約湿地は、様々な課題に直面しているが、とりわけ、人間と湿地の関係性の変化により、湿地の過剰利用（オーバーユース）だけでなく、過少利用（アンダーユース）による、水鳥をはじめとする動植物の生息、生育環境の劣化等の変化がみられ、湿地のもたらす生態系サービスへの影響が懸念されるところである。

また、オオクチバスなど外来生物（魚類、植物）の駆除作業を行う伊豆沼などの例にみられるように、多くの条約湿地では外来種問題にも直面している。

研究所では社会貢献の一環として、研究成果の一部を活用した環境学習を試みた。本学の行政研究会学生を対象とするこの取組みは、昨年度のテーマは「印旛沼流域における環境税の導入」であったが、今年度の学習素材には、同会副室長の久保田奨平君（法学部3年）の提案により、アメリカザリガニをめぐる諸問題を採り上げることとした。

アメリカザリガニは、北アメリカから日本に持ち込まれたものであり、絶滅危惧種の在来の水生昆虫や水草を食べてしまうなど、生態系に甚大な影響を及ぼすとともに、稲の苗を食害したり、水田の畦に穴を掘ったりするなど、農業被害をもたらすため、緊急対策外来種に指定されている。

今回の環境学習では、事前学習として、アメリカザリガニが生物多様性に及ぼす影響などを学ぶとともに、外来種も命あるものととらえ、無条件に排除する「防除」ではなく、命と命をつなぐ「食べる」をキーワードに解決策を模索することとした。

3. 印旛沼流域環境・体験フェアでの発表体験

一連の学習活動の成果については「印旛沼流域環境体験フェアー水と食と発見のある印旛沼」においてパネル展示を行い、発表することとした。この環境・体験フェア（主催：千葉県、印旛沼流域水循環健全化会議、共催：印旛沼水質保全協議会）は、「印旛沼の持つ魅力を発信し、流域住民・県民に対して印旛沼への関心を高めるとともに、印旛沼の水循環再生への機運を高めること」を目的として開催されている。第14回目となる今回のフェアは、平成28年10月29日（土）、30日（日）の2日間にわたり、佐倉ふるさと広場の向かい側を会場として開催されたが、本学行政研究会の学生たちは30日のみ参加した。

テーマは「アメリカザリガニを食べて『外来生物』を考えよう!」とし、アメリカザリガニの外来種としてのプロフィールを紹介するパネルを展示した（写真1参照）。

また、「簡単で・美味しい（ザリガニ）天ぷらの作り方」を紹介するパネルを展示し、来場者に説明をした他（写真2参照）、アメリカザリガニの展示やレシピの配布、調理実演（写真3参

「外来生物」指名手配

絶滅危惧種補食罪、水田耕作妨害罪の容疑



アメリカザリガニ (Red swamp crawfish)

- ▶ 体長 8～12cm ▶ 体色 赤色・褐色
- ▶ 出身 アメリカ合衆国南部（ミシシッピ川流域）
- ▶ 昭和初期に食用ガエルのエサ用となるため渡日
- ▶ ペットや食用として飼育されたものが逃亡し分布拡大
- ▶ 水田、用水路、池などの浅くて流れの弱い場所に潜伏
- ▶ 水生昆虫や水草など何でも食べる。汚れた水にも強い
- ▶ 稲苗の摂食・切断や、畦に穴をあける等やりたい放題

は身近な水辺と生態系を壊す
迷惑な外来種は しかない？

写真1 問題提起を行った展示パネル



写真2 出展内容をプレゼンする様子

照) と、来場者に対してアメリカザリガニを食べたいかどうか尋ねる簡単なアンケートを行った。学生たちには、空き時間に印旛沼流域で活動する NPO や国・地方自治体が行う環境関連展示を回って、同世代の学生の発表を聞くなど、環境問題に対する関心を深めてもらう機会とした。

1日間限りの展示ではあったが、多くの親子連れが遊びに来てくれただけでなく、環境活動をする方々や行政機関の方々など、約140名の人にブースを訪れてもらうことができた。大学関係の出展は水文学、保全生態学など理工系の出展が中心であり、専門性の高い展示内容が多い中で、「生物多様性の危機を食べ乗り切ろう」というテーマ設定が高い関心を集めたようであった。



写真3 天ぶらの調理実演をする学生

意外であったのは来場者の反応である。「食べたい!」95票、「食べたくない」40票とのアンケート結果から伺えたとおり、来場者からアメリカザリガニを白眼視する声はほとんどなく、むしろ「ザリガニを食べることが懐かしい」、「子どものころには、よく印旛沼や近くの川で取って食べた」、「今でも川魚料理店で食べられる」など、年配の方を中心に、思い出話を我々に聞かされたことである。

ザリガニを食べる風習（食文化）のお話を聞くことができた一方で、「大規模区画のほ場が増え、畔もプラスチック製波板を使っており、畦の穴掘り被害は減っているのでは」との意見や、「農薬や化学肥料の影響が心配なので、そうした風習も廃れてきている」と指摘する来場者もあり、環境学習を指導する際の視点設定の難しさを実感した。

また、調理実演で作った、我孫子市谷津から採ってきたアメリカザリガニの天ぶらは、臭みなどなく、予想以上においしかった。一般の方からも「ぜひ食べさせてくれ」などの声もあった。

4. おわりに

本稿は、研究所の研究成果を活用した環境教育・学習について試行した拙い事例紹介の第2弾であるが、参加してくれた行政研究会の学生諸君と、展示を許可いただいた主催者団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

ラムサール条約登録湿地の紹介

地元住民が大切に守ってきた白鳥の湖「瓢湖」

阿賀野市は、新潟平野のほぼ中央に位置し、阿賀野川が流れ、東部の五頭連峰を背にして形成された扇状地に水田が広がる穀倉地帯である。瓢湖は、この穀倉地帯の中心部、水原地区（旧北蒲原郡水原町）にあるため池である。

瓢湖は、毎年、ハクチョウ類が約6千羽渡来する水鳥の楽園である。ハクチョウ類を含むガンカモ類の渡来数は約1万8千羽を数えるなど、コハクチョウ、オナガガモ等の渡来地として、国指定鳥獣保護区特別保護区域に指定され、平成20（2008）年10月30日にラムサール条約湿地に登録されている。条約湿地は、江戸時代に灌漑用ため池として造成された瓢湖と、瓢湖に隣接して造成された東新池、あやめ池、さくら池の4つから構成されている。

瓢湖を訪れるハクチョウは、毎年10月上旬から渡来し、3月末に北方に戻っていくが、周辺水田を採餌に利用している。また、新潟平野には瓢湖の他、佐潟（ラムサール条約湿地）、鳥屋野潟、福島潟など水鳥にとって安全なねぐらや餌場が点在している。

瓢湖が白鳥の名所となった来歴については、阿賀野市瓢湖観察舎の案内板に詳しいが、昭和29（1954）年、故吉川重三郎さんと長男の繁男さんが日本で初めて野生の白鳥の餌付けに成功したことで全国的に有名となった。今日ではあまり知られていない故吉川親子の献身的な白鳥保護活動がラムサール条約登録湿地への第一歩となったのであり、野鳥保護運動にも大きな影響を与えたことでも著名である。

「瓢湖には昔から水面に蓋をする程の水禽がいる」と称されるが、平成27年12月に現地調査で訪れた際、早朝の瓢湖でまず目に入ったのは、コハクチョウ、オオハクチョウとそれを囲む無数のカモ類の群れであった。

日の出の時間を迎え、周囲が次第に明るくなる中で、風上に向けて首を上下し、早朝の瓢湖の湖面を蹴って、思い思いの方向に飛び立ち、冬空へと吸い込まれていくハクチョウの姿は言葉で言い表せないほど、神々しく美しく、双眼鏡から目を離すことができなかった。

（「ラムサール条約に基づく地域政策の展開過程の研究」プロジェクト 林）



早朝の瓢湖を飛び立つハクチョウたち
(2015年12月19日、撮影：林 健一)

編集後記

今年は平年に比べ数多くの台風が日本列島に上陸した。東北や北海道にも大きな被害を与え、特に農産物の被害が大きかった。これも温暖化の影響かと思う。パリ協定（気候変動）では日本は出遅れであったが今後に期待したい。一方、アメリカでは大統領選挙がおこなわれドナルド・トランプ氏に決定し、世界が驚かされた。

中央学院大学は今年50周年を迎え、11月に記念式典が行われた。この節目に来年4月に「現代教養学部」が誕生し新たな1頁が加えられる。

今年も後わずかであるが本研究所は平年通り、研究紀要や研究叢書など発行に邁進し、くる年を快く迎えられそうである。

(Satokan)